

○大府市小規模企業等振興資金等信用保証料補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、中小企業者の負担軽減を図り、中小企業の振興に資するため、愛知県信用保証協会（以下「協会」という。）の信用保証を利用した金融機関からの融資（以下「融資」という。）を受けた者に対し、予算の範囲内において交付する大府市小規模企業等振興資金等信用保証料補助金（以下「補助金」という。）に関し、大府市補助金等交付規則（昭和46年大府市規則第7号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象者)

第2条 補助金の交付を受けることができる者は、市内に事務所又は事業所を有し、かつ市内で事業を営んでいる中小企業者のうち、次の各号のいずれかの融資を受け、協会へ信用保証料を支払ったものとする。

- (1) 愛知県小規模企業等振興資金融資制度要綱に基づく小規模企業等振興資金の融資
- (2) 愛知県経済環境適応資金融資制度要綱に基づくサポート資金（セーフティネット、経営あんしん、経済対策特別）、パワーアップ資金及び創業等支援資金の融資

(補助金の額)

第3条 補助金の額は、次の各号に掲げる融資の区分に応じ、当該各号に定める額（その額に100円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。）とする。ただし、前条第1号に規定する融資及び同条第2号に規定するパワーアップ資金の融資に係る補助金については、当該融資のあった日の属する年度の合計額の上限を12万円とし、同号に規定するサポート資金及び創業等支援資金の融資に係る補助金については、当該融資のあった日の属する年度の合計額の上限を10万円とする。

- (1) 小規模企業等振興資金のうち通常資金及びパワーアップ資金 信用保証料の60%の額
- (2) 小規模企業等振興資金のうち小口資金 信用保証料の80%の額
- (3) サポート資金及び創業等支援資金 信用保証料の100%の額

(補助金の交付申請)

第4条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、融資を受けた日から60日以内に、大府市小規模企業等振興資金等信用保証料補助金交付申請書（第1号様式。以下「申請書」という。）に、取扱金融機関証明書（第2号様式）を添えて市長に提出しなければならない。

(補助金の変更申請)

第5条 申請者は、申請書の内容に変更が生じたときは、速やかに市長に届け出なければならない。

(補助金の交付決定)

第6条 市長は、申請書を受理したときは、その内容を審査し、適当と認めたときは、補助金の交付を決定し、申請者に通知しなければならない。

(補助金の交付請求)

第7条 前条の決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、補助金交付請求書（第3号様式）により、市長に補助金の交付を請求するものとする。

（補助金の交付）

第8条 市長は、補助の対象とする経費の支払が完了したことを確認した後、前条の請求に基づき、補助事業者に補助金を交付するものとする。

（交付決定の取消し又は補助金の返還）

第9条 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定の全部若しくは一部を取り消し、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部を返還させることができる。

- (1) この要綱又は補助金の交付決定に付した条件に違反したとき。
- (2) 提出書類に虚偽の事項を記載し、又は融資に関し不正の行為があったとき。
- (3) 融資条件の変更により信用保証料の一部が返還されたとき。
- (4) 第2条に定める要件に該当しなくなったとき。

附 則

この要綱は、昭和61年4月1日から施行する。

附 則

（施行期日）

- 1 この要綱は、平成6年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この要綱の施行日前に信用保証料を支払った者の補助金の額については、改正後の第3条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

（施行期日）

- 1 この要綱は、平成7年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この要綱の施行日前に信用保証料を支払った者の補助金の額については、改正後の第3条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

（施行期日）

- 1 この要綱は、平成8年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この要綱の施行日前に信用保証料を支払った者の補助金の額については、改正後の第3条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

（施行期日）

- 1 この要綱は、平成10年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この要綱の施行日前に信用保証料を支払った者の補助金の額については、改正後の第3条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成11年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱の施行日前に信用保証料を支払った者の補助金の額については、改正後の第3条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成12年11月16日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の大府市商工業振興資金信用保証料補助金交付要綱の規定は、平成12年9月11日から適用する。

附 則

この要綱は、平成19年10月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成20年12月25日から施行する。

(適用期限)

- 2 改正後の第2条第2号及び第3号の規定は、平成22年3月31日までに融資を受け、信用保証料を支払った者について適用する。

(経過措置)

- 3 この要綱は、平成20年10月31日以後に融資を受け、信用保証料を支払った者から適用し、同日前に融資を受け、信用保証料を支払った者については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日等)

- 1 この要綱は、平成22年3月9日から施行し、改正後の第2条第3号の規定は、平成21年4月1日から、同条第2号の規定は、平成22年2月15日から適用する。

(適用期限)

- 2 改正後の第2条第2号及び第3号の規定は、平成23年3月31日までに融資を受け、信用保証料を支払った者について適用する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の第2条及び第3条の規定は、平成23年4月1日以後に融資を受け、信用保証料を支払った者について適用し、同日前に融資を受け、信用保証料を支払った者については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成23年5月23日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の第2条第2号（震災復興資金に係る部分に限る。）及び第3号の規定は、平成24

年3月31日までに融資を受け、信用保証料を支払った者について適用する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年3月19日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。